# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年11月26日 |
| 【会社名】 | ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ株式会社 |
| 【英訳名】 | ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ，ＩＮＣ. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　山海　嘉之 |
| 【本店の所在の場所】 | 茨城県つくば市学園南二丁目２番地１ |
| 【電話番号】 | 029-869-9981 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役　コーポレート部門責任者　宇賀　伸二 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 茨城県つくば市学園南二丁目２番地１ |
| 【電話番号】 | 029-869-9981 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役　コーポレート部門責任者　宇賀　伸二 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## １【提出理由】

平成26年11月26日に、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）における新株式発行及び2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行（以下「本海外募集」という。）につき、当社取締役会の決議（会社法第370条及び当社定款第35条に定める方法により、平成26年11月26日に当社取締役会の決議があったものとみなされます。）が行われましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び同条第２項第１号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## ２【報告内容】

①海外募集による新株式発行

イ　株式の種類
　ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ株式会社 普通株式
ロ　発行数
　7,000,000株
ハ　発行価格（募集価格）
　未定
（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成26年11月26日（水）（ロンドン時間。以下「発行価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。
ニ　発行価額（払込金額）
　未定
（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日に決定する。）
ホ　資本組入額
　未定
（資本組入額は、１株当たりの増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額（計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）を上記ロに記載の発行数で除した金額とする。）
ヘ　発行価額の総額
　未定
ト　資本組入額の総額
　未定
(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。)
チ　株式の内容
(ⅰ)完全議決権株式であり、剰余金の配当及び残余財産の分配はＢ種類株式と同順位かつ同額で行われ、会社法第322条第２項に規定する定款の定めがある。
　当社は、普通株式の他にＢ種類株式についての定めを定款に定めており、普通株式及びＢ種類株式の内容は以下のとおりである。
(1) 剰余金の配当及び残余財産の分配
　普通株式及びＢ種類株式にかかる剰余金の配当及び残余財産の分配は、同順位かつ同額で行われる。
(2) 議決権
　普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及びＢ種類株式を有する株主（以下「Ｂ種類株主」という。）は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
(3) 譲渡制限

Ｂ種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。但し、譲受人がＢ種類株主である場合においては、取締役会が会社法第136条又は第137条第１項の承認をしたものとみなす。

(4) 種類株式総会の決議を要しない旨の定め

会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(5) 取得請求権

Ｂ種類株主は、いつでも、当社に対して、その有するＢ種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はＢ種類株主が取得の請求をしたＢ種類株式を取得するのと引換えに、当該Ｂ種類株主に対して、Ｂ種類株式１株につき普通株式１株を交付するものとする。

(6) 取得条項

ａ．当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会がそれ以前の日を定めたときはその日）の到来をもって、その日に当社が発行するＢ種類株式の全部（当社が有するＢ種類株式を除く。）を取得し、Ｂ種類株式１株を取得するのと引換えに、Ｂ種類株主に対して、普通株式１株を交付する。

①当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。）にかかる議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日

②当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の所有する当社の株式の数が当社の発行済株式（当社が有する株式を除く。）の総数に対して占める割合が４分の３以上となった場合、当該公開買付けにかかる公開買付報告書が提出された日から90日目の日

なお、本号において「所有」、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第２章の２第１節に定める所有、公開買付者又は公開買付報告書を、「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の３第１項に定める公開買付けをいう。

③株主意思確認手続において、確認手続基準日に議決権を行使することができる株主の議決権（但し、上記内容欄の記載にかかわらず、普通株式及びＢ種類株式のいずれの単元株式数も100株であるとみなして、議決権の数を計算する。以下、本号において同じ。）の３分の１以上を有する株主の意思が確認でき、意思を確認した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数が、当社が本号に基づき当社が発行するＢ種類株式の全部（当会社が有するＢ種類株式を除く。）を取得し、Ｂ種類株式１株を取得するのと引換えに、Ｂ種類株主に対して、普通株式１株を交付することに賛成した場合、当該株主意思確認手続の日から90日目の日

なお、本号において「株主意思確認手続」とは、（１）山海嘉之が当社の取締役を退任した場合（但し、重任その他退任と同時若しくは直後に選任される場合を除く。）に、当該退任の日（当該退任と同日を含む。）から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、並びに、（２）直前の株主意思確認手続の日の後５年以内に終了する事業年度のうち最終のものの終了後３か月以内に、それぞれ取締役会の決議により定める方法により確認手続基準日に議決権を行使することができる全ての株主の意思を確認するために行われる手続をいう。また、本号において「確認手続基準日」とは、株主意思確認手続のための基準日として取締役会の決議により定める日をいう。

ｂ．当社は、Ｂ種類株主に関して次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社法第170条第１項に定める日に、当該各号に定めるＢ種類株式を取得し、当該Ｂ種類株式１株を取得するのと引換えに、当該Ｂ種類株主に対して、普通株式１株を交付する。

①Ｂ種類株主が、その有するＢ種類株式を第三者（他のＢ種類株主を除く。）に譲渡し、当該Ｂ種類株主又は当該Ｂ種類株式の譲受人から、当社に対して、当該Ｂ種類株式につき会社法第136条又は第137条に定める承認の請求がなされた場合、当該承認の請求がなされたＢ種類株式

②Ｂ種類株主が死亡した日から90日が経過した場合、当該Ｂ種類株主が有していたＢ種類株式の全部（但し、他のＢ種類株主に相続又は遺贈されたＢ種類株式及び当該90日以内に他のＢ種類株主に譲渡されたＢ種類株式を除く。）

(7) 株式の分割、株式の併合等

①当社は、株式の分割又は株式の併合をするときは、普通株式及びＢ種類株式ごとに、同時に同一の割合でする。

②当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、Ｂ種類株主にはＢ種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

③当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ｂ種類株主にはＢ種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

④当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、Ｂ種類株主にはＢ種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合でする。

⑤当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、Ｂ種類株主にはＢ種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合でする。

⑥当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、Ｂ種類株主にはＢ種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するＢ種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。

⑦当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びＢ種類株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合でする。

(ⅱ)単元株式数　100株

当社は、普通株式のほかにＢ種類株式についての定めを定款に定めており、普通株式の単元株式数は100株、Ｂ種類株式の単元株式数は10株とする旨を定款に定めている。

普通株式及びＢ種類株式について異なる単元株式数を定めているのは、当社の議決権を代表取締役社長である山海嘉之、山海嘉之が代表理事を務める一般財団法人山海健康財団及び一般財団法人山海科学技術振興財団に集中させることにより、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止することにある。

また、当社グループの将来ビジョンである、少子高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、人支援産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要がある。山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的な存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもある。このため、当社グループの企業価値向上（株主共同利益）には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とするため、種類株式を活用したスキームを採用している。

リ　発行方法

Deutsche Bank AG, London Branch を主幹事会社兼単独ブックランナーとする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。

ヌ　引受人の名称

Deutsche Bank AG, London Branch（主幹事会社兼単独ブックランナー）

SMBC Nikko Capital Markets Limited

ル　募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）

ヲ　提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(ⅰ)本株式の新規発行による手取金の総額

| | |
|---|---|
| (1)払込総額 | 207億6,000万円（見込） |
| (2)発行諸費用の概算額 | 1億3,000万円（見込） |
| (3)差引手取概算額 | 206億3,000万円（見込） |

なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、平成26年11月25日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。

(ⅱ)本株式の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本海外募集に係る手取概算額合計410億円について、３年程度以内を目途とした短期的な事業戦略投資資金として、100億円をグローバル展開へ向けた国内外拠点の基盤整備資金に、50億円を医療・介護福祉ロボットや医療機器の生産拡充資金に、また、５年程度以内を目途とした中長期的な開発戦略投資資金として、200億円を革新的な医療機器や医療技術等のサイバニクス国際先進医療開発拠点の整備資金（国家戦略特区に指定されている神奈川県川崎市殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）の土地を取得するために借り入れた短期借入金30億円の返済を含む。）に、残額を最先端の技術や人材の獲得を目的とした資金に順次充当する予定である。

なお、本新株予約権付社債（下記②に定義する。）の額面総額200億円について、当社は、本新株予約権付社債に係る受託会社であるDB Trustees (Hong Kong) Limited及びエスクローエージェントであるドイツ銀行東京支店

との間でエスクロー契約を締結する予定であり、本エスクロー契約に基づき、本新株予約権付社債の額面総額200億円は、払込みと同時にエスクローエージェントに開設する当社のエスクロー口座に保管され、ロボットスーツＨＡＬ®医療用について、(i)米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）による医療機器承認を取得した場合、又は、(ii)日本国内における厚生労働大臣による薬事法に基づく医療機器製造販売承認を取得した場合に、当社は、その時点でエスクロー口座に保管されている本新株予約権付社債の額面総額の全額を引き出すことが可能となる。なお、本新株予約権付社債が株式に転換された場合には、上記条件を充足していない場合でも、当該本新株予約権付社債の額面に相当する金額について当社は引き出すことが可能となる。

ワ　新規発行年月日（払込期日）

平成26年12月12日（金）

カ　当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

本海外募集により新たに発行される当社普通株式は株式会社東京証券取引所に追加上場される予定である。

ヨ　平成26年11月21日現在の発行済株式総数及び資本金の額

| | |
|---|---|
| 発行済株式総数 | 94,638,000株 |
| 普通株式 | 55,788,000株 |
| B種類株式 | 38,850,000株 |
| 資本金の額 | 5,946,667千円 |

安定操作に関する事項

該当事項なし。

②海外募集による2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行

イ　本新株予約権付社債の銘柄

ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ株式会社 2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

ロ　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(ⅰ)株価の下落により、本新株予約権の行使により交付される株式数が増加する場合がある。

(ⅱ)転換価額の修正基準については、平成27年12月11日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の30連続取引日（下記ハ(ix)(3)に定義する。以下同じ。）の終値（下記ハ（ix）（２）に定義する。以下同じ。）の平均値の１円未満の端数を切り上げた金額（以下「決定日価額」という。）を基準として、決定日価額が決定日に有効な転換価額を１円以上下回る場合に、転換価額は、平成27年12月21日（以下本ロにおいて「効力発生日」という。）以降、決定日価額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に下記ハ（ix）（４）に従って行われる調整に服する。）に修正される。修正の頻度は１回である。

(iii)修正による転換価額の下限（以下「下限修正価額」という。）は、決定日に有効な転換価額の85%に相当する金額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に下記ハ（ix）（４）に従って行われる調整に服する。）の１円未満の端数を切り上げた金額である。なお、下限修正価額が定められており、これにより本新株予約権の行使により交付される株式数は限定されることから、割当株式数の上限は定められていない。また、資金調達金額は本新株予約権付社債の発行価額により確定され、本行使価額修正条項により変動しないことから、資金調達額の下限は定められていない。

(iv)下記ハ（vi）（２）乃至（７）記載の通り、120%コールオプション条項、クリーンアップ条項又は税制変更による場合、当社は繰上償還することができ、組織再編等（下記ハ（vi）（５）に定義する。以下同じ。）、上場廃止等又はスクイーズアウトによる場合、当社は繰上償還を行う。

ハ　本新株予約権付社債券に関する事項

(ⅰ)発行価額（払込金額）

未定

（当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。但し、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額 1,000万円）を下回らないものとする。）

(ⅱ)発行価格（募集価格）

未定

（当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。但し、本社債の募集価格（発行価格）は、本社債の額面金額の102.5%を下回らないものとする。）

(ⅲ)発行価額（払込金額）の総額

未定

（但し、払込金額の総額は、本社債の額面金額（券面額）の総額の100.0%を下回らないものとする。）

(ⅳ)券面額の総額

200億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(ⅴ)利率

本社債に利息は付さない。

(ⅵ)償還期限

(1) 満期償還

平成29年12月12日

(2) 120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある下記ハ（ix）記載の転換価格の120%以上であった場合、当該20連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債権者に対して45日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をしたうえで、平成28年３月11日以降、残存する本社債の全部（一部は不可。）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(3) クリーンアップ条項による繰上償還

本ハ（ⅵ）（３）の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をしたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(4) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をしたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可。)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(5) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)下記ヨ（ｉ）記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等(下記ヨ（ｉ）（１）に定義する。以下同じ。)が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は撤回することができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、下記ハ（ix）（２）記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高

額は本社債の額面金額の180%とする(但し、償還日が平成29年11月29日（同日を含む。）から平成29年12月11日（同日を含む。）までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、下記ハ（ix）（２）記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において①当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、②資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、③会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、④株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は⑤その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(6) 上場廃止等による繰上償還

① 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、②当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、③当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、④公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を、上記ハ（vi）（５）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が平成29年11月29日（同日を含む。）から平成29年12月11日（同日を含む。）までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本ハ（vi）（６）記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本ハ（vi）（６）記載の償還義務と上記ハ（vi）（５）記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記ハ（vi）（５）の手続が適用されるものとする。

(7) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を、上記ハ（vi）（５）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が平成29年11月29日（同日を含む。）から平成29年12月11日（同日を含む。）までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(8) 当社が上記ハ（vi）（２）乃至ハ（vi）（７）のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない(但し、上記ハ（vi）（４）において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)。また、当社が上記ハ（vi）（２）若しくはハ（vi）（７）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記ハ（vi）（６）①乃至④に規定される事由が発生した場合には、以後上記ハ（vi）（２）乃至ハ（vi）（４）に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

(9) 本新株予約権付社債の買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(10) 期限の利益の喪失

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守、当社又はその主要子会社についての元本500,000,000円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、支払停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量により又は残存する本社債の額面金額の総額の25%以上の本社債権者の書面による要請若しくは社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、信託証書の定めに従って、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債の全部をその額面金額の100%に遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

(vii)本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 株式の種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 100株）

なお、当社は、普通株式のほかにＢ種類株式についての定めを定款に定めており、普通株式及びＢ種類株式の内容及び単元株式数については、上記「①、チ．株式の内容」に記載のとおりである。

(2) 株式の数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記ハ(ix)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(viii)本新株予約権の総数

2,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数

(ix)本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記ハ記載の主幹事会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(3) 平成27年12月11日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の30連続取引日（以下に定義する。）の終値の平均値の１円未満の端数を切り上げた金額（以下「決定日価額」という。）が、決定日に有効な転換価額を１円以上下回る場合には、転換価額は、平成27年12月21日（以下「効力発生日」という。）以降、決定日価額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に下記(ニ)に従って行われる調整に服する。）に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の85%に相当する金額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に下記ハ（ix）（４）に従って行われる調整に服する。）の１円未満の端数を切り上げた金額をいう。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(4) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ｘ)本新株予約権の行使期間

平成26年12月26日から平成29年11月28日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①上記ロ（vi）記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における３営業日前の日まで(但し、上記ロ（vi）（４）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②上記ロ（vi）（９）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③上記ロ（vi）（10）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成29年11月28日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い、当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における２営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における３営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(xi)本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(xii)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(xiii)本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。

(xiv)本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

ニ　発行方法

Deutsche Bank AG, London Branch を主幹事会社兼単独ブックランナーとする引受団に全株式を買取引受けさせる。

ホ　引受人の名称

Deutsche Bank AG, London Branch（主幹事会社兼単独ブックランナー）

SMBC Nikko Capital Markets Limited

ヘ　募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）

ト　提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(ｉ)本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

| | |
|---|---|
| (1)払込総額 | 204億円（見込） |
| (2)発行諸費用の概算額 | 3,000万円（見込） |
| (3)差引手取概算額 | 203億7,000万円（見込） |

なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、本社債の発行価額を本社債の額面金額の102.0%とする場合を想定した見込額である。

(ii)本新株予約権付社債の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本海外募集に係る手取概算額合計410億円について、３年程度以内を目途とした短期的な事業戦略投資資金として、100億円をグローバル展開へ向けた国内外拠点の基盤整備資金に、50億円を医療・介護福祉ロボットや医療機器の生産拡充資金に、また、５年程度以内を目途とした中長期的な開発戦略投資資金として、200億円を革新的な医療機器や医療技術等のサイバニクス国際先進医療開発拠点の整備資金（国家戦略特区に指定されている神奈川県川崎市殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）の土地を取得するために借り入れた短期借入金30億円の返済を含む。）に、残額を最先端の技術や人材の獲得を目的とした資金に順次充当する予定である。

なお、本新株予約権付社債の額面総額200億円について、当社は、本新株予約権付社債に係る受託会社であるDB Trustees (Hong Kong) Limited及びエスクローエージェントであるドイツ銀行東京支店との間でエスクロー契約を締結する予定であり、本エスクロー契約に基づき、本新株予約権付社債の額面総額200億円は、払込みと同時にエスクローエージェントに開設する当社のエスクロー口座に保管され、ロボットスーツＨＡＬ®医療用について、(i)米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）による医療機器承認を取得した場合、又は、(ii)日本国内における厚生労働大臣による薬事法に基づく医療機器製造販売承認を取得した場合に、当社は、その時点でエスクロー口座に保管されている本新株予約権付社債の額面総額の全額を引き出すことが可能となる。なお、本新株予約権付社債が株式に転換された場合には、上記条件を充足していない場合でも、当該本新株予約権付社債の額面に相当する金額について当社は引き出すことが可能となる。

チ　新規発行年月日

平成26年12月12日（金）

リ　上場金融商品取引所の名称

該当事項なし。

ヌ　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

銀行借入や新株式の発行といった複数の資金調達方法を検討した上で、当社財務状況及び足元の市場環境、既存株主への配慮等を総合的に勘案し、今後の経営環境等の変化に対応できる柔軟性ある財務戦略を遂行することを念頭に、金利コストの低減や必要額の調達といった観点から、上記ハ(ix)(3)記載の転換価額の下方修正条項を付した行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行が、現時点において最善の手法であると判断した。なお、本新株予約権の行使により普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになり、また、転換価額の下方修正条項が付されているため、転換価額の修正が行われた場合には本新株予約権の行使により交付される普通株式数が増加することになるが、かかる転換価額の修正が行われるのは１回のみに限定されており、修正による転換価額の下限も設定されていることから希薄化の抑制が可能であると判断した。

ル　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての取得者と当社の取決めの内容

該当事項なし。

ヲ　当社の株券の売買に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項なし。

ワ　当社の株券の貸借に関する事項についての取得者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

当社の株主である大和ハウス工業株式会社及び当社代表取締役である山海嘉之は、本新株予約権付社債の海外募集に係る引受人（主幹事会社）のグループ会社であるドイツ証券株式会社との間で、当社普通株式の貸株契約を締結する。

カ　その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

ヨ　平成26年11月21日現在の発行済株式総数及び資本金の額

| | |
|---|---|
| 発行済株式総数 | 94,638,000株 |
| 普通株式 | 55,788,000株 |
| Ｂ種類株式 | 38,850,000株 |
| 資本金の額 | 5,946,667千円 |

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以上